

令和2年5月11日

区外の保育園等を利用されている
保護者の皆さま

新宿区子ども家庭部
保育課長 加藤 知尚

新型コロナウイルス感染防止のための家庭での保育に伴う 保育料の減額手続き書類の提出について[4月分～6月分]

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年6月30日までの間、登園を控え、家庭で保育された場合の基本保育料の減額手続きについて、次の書類を新宿区保育課に提出してください。

現在の月額保育料が「0円」となっている方は手続きの必要はありません。

1 提出書類

登園を予定していた日を感染防止のためにお休みしている場合は、以下の書類（①確認書には園での記入・確認印を受けていただく必要があります。）を提出してください。

区公式ホームページに、提出書類の様式を掲載しています。

① 保育料の減額に係る確認書 [0～2歳児クラス]

※ 当該月に1日も登園しなかった場合は、「4月全休」欄にチェック✓をしてください。（日別欄にはチェック✓していただくなくても結構です。（5月以降も同様です）

※ 園宛てには別途同封の書類を送付しておりますが、園に①確認書を提示される際は、同封の園宛ての書類も一緒に提示してください。

2 提出期限

園での記入・確認印を受けたのち、新宿区保育課入園・認定係に提出してください。

	保護者から区への提出締切日
令和2年 4月分	令和2年 5月29日(金)
令和2年 5月分	令和2年 6月30日(火)
令和2年 6月分	令和2年 7月31日(金)

※ 減額の決定の通知は、締切日から約2ヵ月後になります。

3 保育料の減額の要件

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、通常であれば登園している日を休んでいること。
- 在籍園へ「新型コロナウイルス感染症の感染防止のためお休みする」と、「お休みする日」を事前に報告していること。

4 保育料の減額

登園予定であった日を休み、登園しなかった場合は、その日数に応じて、次表のとおり、月額保育料を減額します。

登園しなかった日数/月	減額する額 (100円未満切上げ)
1日～ 5日	基本保育料の月額 $\frac{4}{10}$ に相当する額
6日～12日	基本保育料の月額 $\frac{1}{2}$ に相当する額
13日以上	基本保育料の月額 $\frac{10}{10}$ に相当する額

5 5月分及び6月分の手続き

5月分、6月分の保育料減額手続き書類(① 確認書)は、翌月上旬に区公式ホームページに掲載します。ご自身でダウンロード(印刷)していただき、4月分と同様に提出してください。

ご家庭でダウンロード(印刷)することができない場合は、保育課より郵送いたしますのでご連絡ください。

6 提出先及び問合せ先

新宿区子ども家庭部保育課 入園・認定係

〒160-8383 新宿区歌舞伎町1-4-1 TEL:03-5273-4527、FAX:03-3209-2795